

2025 年 7 月 14 日 全 10 頁

不平等・社会関連財務情報開示タスクフォース（TISFD）の構想と日本企業への示唆

影響、依存、リスクと機会（IDROs）をいかに捉え、対処するか

金融調査部 研究員 中 澤

[要約]

- 不平等・社会関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Inequality and Social-related Financial Disclosures : TISFD）は、社会的な不平等に起因して企業や金融機関がどのようなリスクと機会に直面しているのか、いかにそれらに対処しているのかについての情報開示フレームワークの開発に取り組んでいる。多様なステークホルダーの意見を踏まえ、2026 年末に初版の公表を目指している。
- TISFD は、その構想において「人々が置かれた状態」に焦点を当て、社会的な不平等と事業活動の関係を、自然や気候との関わりも含めた包括的な視野で捉えることに重要な特徴がある。人に関連する影響、依存、リスクと機会（IDROs）に企業や金融機関が対処し、システムレベルのリスクを管理できるようにすることを目標としている。IDROs の特定や評価においては、ウェルビーイング、人権、人的資本と社会関係資本が重要な概念として考えられている。
- TISFD の情報開示フレームワークは未だ開発段階にあるため、今後の展開を注視する必要がある。日本企業が今からできることとして、TISFD の構想や方向性、重要概念の理解を深めることが有効である。また、既存のサステナビリティ報告基準やタスクフォースとの相互運用性が重視されていることから、これらの基準等に則した取組みとその情報開示を進めていくことで、より円滑に対応できると考えられる。

1. TISFD の構想と方向性

(1) 設立の経緯

2024 年 9 月、不平等・社会関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Inequality and Social-related Financial Disclosures : TISFD）が設立された。TISFD は、社会的な不平等に起因して、企業や金融機関がどのようなリスクと機会に直面しているのか、いかにそれらに対処しているのかについての情報開示フレームワークの開発を目指している。本稿では、TISFD の考え方や内容、今後の方向性を理解することを目的として、これまでに TISFD が公表した 2 つの

文書、“People in Scope”と“Proposed Technical Scope”を読み解いていく。

設立に際し、TISFD は、設立の背景や構想、範囲、考え方、ガバナンスモデル、作業計画などについて述べた文書、“People in Scope”を公表した¹。その名が示す通り、「人々が置かれた状態」に焦点を当て、社会的不平等と事業活動の関係を包括的な視野で捉えることに、TISFD の考え方の最も重要な特徴が表れていると考えられる。

同文書によると、今日、最も豊かな 10%の人々が世界所得の半分以上を稼ぎ、世界の富の大部分を所有している。同時に、過去数十年間で最大の「生活費の危機 (cost of living crisis)」の最中、世界の何億人もの人々がベーシックニーズ（衣食住に加え、医療や教育等、人間が生きる上で必要なもの）を満たすだけで困難を強いられている。このような危機は、気候変動や自然の喪失が人々の健康やウェルビーイングに影響を及ぼすのに伴って増大しており、その影響を最も深刻に受けるのは社会の最も脆弱な人々である。TISFD が構想された背景には、こうした状況が、企業や金融機関にとって事業活動の安定性を脅かすことに対する危惧がある。

TISFD の設立には、多様な組織から成る「設立パートナー (Founding Partners)」が関わっている²。設立パートナーは、1,000 を超えるステークホルダーとの協議を通じて³、不平等・社会関連のリスクと機会の開示に対する市場関係者の要望を把握しながら、その要望に TISFD がどのように対応できるのかを検討してきた。さらに、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) や自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) の経験から学ぶとともに、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) や Global Reporting Initiative (GRI)、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) といった基準設定主体と協議し、これらの基準設定主体の活動を支援する TISFD の役割に関する知見を得てきたことが、同文書に述べられている。

設立までのこのような経緯からは、TISFD が、不平等が増大する状況に強い問題意識を持っていることが読み取れる。また、企業や金融機関、投資家のみならず、市民社会の多様なステークホルダーの意見の反映を目指していること、そして、すでに存在するサステナビリティ情報開示基準やタスクフォースとの相互運用性を強く意識していることが分かる。

(2) 構想と目標

TISFD は、人に関連した影響、依存、リスクと機会に企業や金融機関が効果的に対処できる経済・金融システムを構想している。そのような経済・金融システムの実現を通じて、より公正で強靱な経済・社会がもたらされると考えられている。

¹ TISFD “People in Scope” (2025 年 1 月 16 日)

² 経済協力開発機構 (OECD)、国際労働機関 (ILO)、責任投資原則 (PRI) 等の国際機関、開発途上国の貧困撲滅に取り組む非政府組織の連合であるオックスファム、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に関する企業評価を実施するワールド・ベンチマーキング・アライアンス (WBA) 等の非営利組織・団体、カリフォルニア州職員退職年金基金 (CalPERS) 等の機関投資家、ブラジルの化粧品メーカーで The Body Shop 等のブランドを展開する Natura & Co 等の企業等を含む。

³ ステークホルダーからのフィードバックをまとめた文書も公表されている。TISFD “Summary of Findings on the Proposed Scope and Mandate and Proposed Governance Model” (2024 年 9 月) を参照。

TISFD は、情報開示フレームワークの公表から 1～2 年（短期）、2～3 年（中期）、5～10 年（長期）の、3 つの期間に分けて目標を立てている。短期的には、企業や金融機関が、(1) エンティティレベル（企業レベル）のおよびシステムレベル（一企業を超えて、経済、社会、そして自然にまで広がるレベル）のリスク源としての不平等・社会関連の問題、および人々に対するアウトカムの改善に伴う機会を認識できるようにすること、(2) 不平等・社会関連の影響、依存、リスクと機会の特定、評価、報告を強化できるようにすること、(3) 財務的なリスクの低減と財務的な機会の実現に向け、人権の尊重、人々に対するアウトカムの改善、不平等の是正のために行動できるようにすること、の 3 つの目標を掲げている。

中期的な目標としては、政策立案者や基準策定者と協働し、TISFD の提言を自主的および義務的な基準や法律に組み込むことを掲げている。これを通じて、不平等・社会関連の影響、依存、リスクと機会に関する報告の国際的な協調を促し、世界のさまざまな法域における企業や金融機関が TISFD の提言を適用することを促す。

長期的には、企業や金融機関による TISFD の提言の適用を推進する。TISFD の広範な適用により、市民社会団体やベンチマーク作成者・評価機関・データ提供機関、政府・金融監督機関・中央銀行等、そして企業や金融機関にさまざまな恩恵をもたらすと考えられている。例えば市民社会団体は、不平等・社会関連の問題をめぐって民間セクターとのエンゲージメントを行うために必要な情報が得られるようになる。ベンチマーク作成者・評価機関・データ提供機関にとっては、不平等・社会関連のベンチマークや評価、データ基盤の正確性や妥当性を改善することにつながる。政府・金融監督機関・中央銀行等は、開示された情報やデータを用いることで、包括的で公平な社会、市場、金融システムを実現するための効果的な政策や戦略を策定することができるようになる。企業や金融機関は、不平等やその他の社会問題に関連するシステムレベルのリスクを低減し、より公平で強い経済・社会を構築することから生まれる重要な機会を捉えるための集合的な行動が可能になるとされる。

(3) 作業計画

“People in Scope” によると、TISFD には 6 つの重要なフェーズがあるとされる。それらは、(1) 「タスクフォースの開始」、(2) 「ステークホルダーの能力構築」、(3) 「フレームワークの定義と洗練」、(4) 「フレームワークの開発と検証」、(5) 「フレームワークの公表」、(6) 「実行と周知」である。本稿執筆時点では (1) 「タスクフォースの開始」がすでに済んでいるため、(2) 「ステークホルダーの能力構築」以降の段階にあると考えられる。(3) 「フレームワークの定義と洗練」が 2025 年中に、(4) 「フレームワークの開発と検証」が 2025 年の後半に行われる予定である。(5) の「フレームワークの公表」は 2026 年末に行われる予定とされている。

その後の (6) 「実行と周知」は、基準設定主体や企業、金融機関等と協働しながら行われることとされている。なお、フレームワークが効果的に適用され、より多くの地域で使われやすくなるよう、追加的なガイダンス（特定のセクター向けガイダンス等）の開発を検討する可能性に言及されている。

(4) 影響、依存、リスクと機会 (IDROs)

① 影響

TISFD の重要な特徴は、不平等と企業活動の関わりを検討する際に、「影響、依存、リスクと機会 (Inequality and Social-Related Impacts, Dependencies, Risks, and Opportunities : IDROs)」の観点を取り入れていることであると考えられる。企業や金融機関は人々に対して、意図的か非意図的か、直接的か間接的かによらず、正と負、両方の影響を及ぼす。影響を受ける人々としては自社の従業員、バリューチェーン上の労働者、コミュニティ、消費者が挙げられる。これらが、TISFD が考える「ステークホルダー」の範囲である。

さらに、企業や金融機関は、税の支払いや政策形成への関与などを通じて、公的機関の効力や健全性に影響を与える。また、(反)競争的慣行や投資判断を通じて全体経済にも影響を及ぼしうる。特に、金融機関は資本のアロケーションやストラクチャリング、投資先とのエンゲージメント等の活動を通じて、特有の影響を及ぼしうる存在である。

② 依存

企業や金融機関はまた、労働者や消費者といった人々のスキルや技能、ウェルビーイング、また、これらの人々やコミュニティからの信頼に依存する存在でもある。企業や金融機関の持続的な成長は、このような依存関係の上に成り立っているものである。企業や金融機関はさらに、経済や社会の健全性や安定性にも依存している。

③ リスクと機会

このような影響の波及経路や人々への依存関係は、企業や金融機関にリスクと機会の両方を提供する。特定の影響や依存は、企業や金融機関にエンティティレベルのリスクと機会をもたらしうる。そして、企業や金融機関がもたらす影響は累積したり交差し合ったりすることで、社会全体における不平等の蓄積につながりうる。深刻な不平等は、その結果として、企業や金融機関にシステムレベルのリスクをもたらす可能性がある。

エンティティレベルのリスクとしては、法規制に関わるものや、オペレーション、またはレピュテーションに関わるものが挙げられ、これらは自社の従業員、バリューチェーン上の労働者、コミュニティ、消費者に与える負の影響から生じうるリスクである。他方で、これらのリスクに対処し、人々に正の影響を与える企業や金融機関には、エンティティレベルの機会がもたらされるかもしれないとされる。

システムレベルのリスクは、企業や金融機関の活動が、それ自体、または他の要因とも絡み合いながら、人々に負の影響を与え、不平等が悪化した結果として生じる可能性があるものである。システムレベルのリスクは、社会や金融システムの安定性、全体経済や多様化する投資ポートフォリオのパフォーマンスを損ないかねないものである。反対に、不平等の是正はこれらのシステムの安定性やパフォーマンスの改善につながる可能性がある。

2. TISFD における重要概念

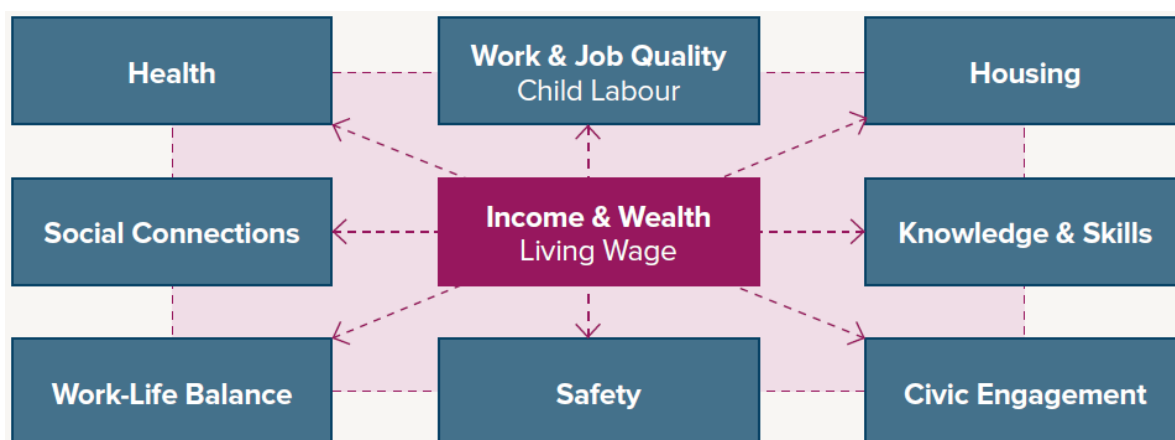
(1) ウェルビーイング

TISFD の“Proposed Technical Scope”では、IDROs の効果的な特定と評価には、アウトカムとしての人々の状態を表す概念に注目する必要があるとされている⁴。TISFD はこれらを、ウェルビーイング⁵、人権、人的資本（human capital）と社会関係資本（social capital）としている。

同文書では、これらの概念が具体的に説明されている。ウェルビーイングは、人々の状態を、悪い状態から良い状態まで幅広く理解し、評価することができる概念であると説明されている。近年では政策過程でも用いられ、経済協力開発機構（OECD）や、国際連合（国連）の動向が紹介されている。ウェルビーイングは、所得や資産、雇用、住居といった物質的な条件から、健康、安全、社会的つながり、ワーク・ライフ・バランスといった生活の質（QOL）を決定する要因にまでその射程が広がる、多面的な概念として理解されることが多い。

ウェルビーイングの理解と測定により、市場関係者はステークホルダーの状態を包括的に特定し、アウトカムの改善のための介入が効果的であったかどうかを確認することができるようになる。社会全体におけるウェルビーイングの増大は、システムレベル・リスクの管理のためにも不可欠である。ウェルビーイングが最善の状態でないことや、人々間の格差はシステムレベル・リスクを高め、企業のパフォーマンスに影響しうる。結果として投資家のポートフォリオにも影響が及ぶ可能性がある。重要なのは、人々の状態のさまざまな側面は相互に関連し合っていることだ（図表 1）。よって、企業や金融機関がこれらの一側面に影響を及ぼしたとすると、多くの場合はその他の側面にも副次的な影響を与えることになる。このような副次的な影響は同一の個人だけではなく、その家族やコミュニティにまで及ぶことがある。

図表 1 TISFD の考え方における人々の状態を表すさまざまな側面の相互関連性



出所：TISFD “Proposed Technical Scope” より抜粋

⁴ TISFD “Proposed Technical Scope”（2025 年 3 月 4 日）

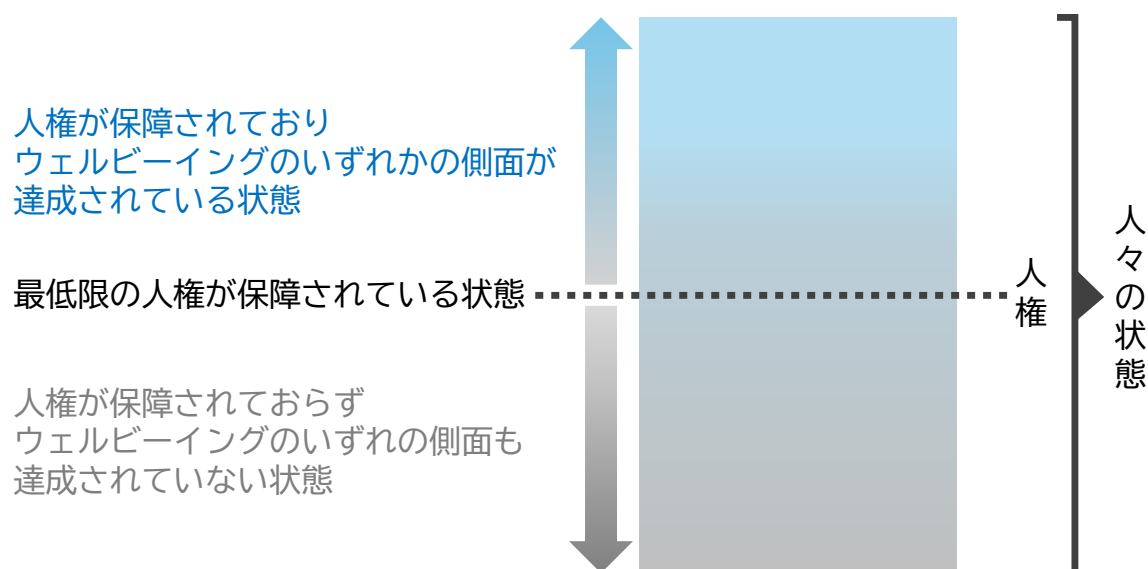
⁵ Well-being（ウェルビーイング）とは、Well（よい）と Being（状態）が組み合わさった言葉で、心身ともに満たされた状態を表す概念である（[大和総研 WOR（L）D](#)より）

(2) 人権

人権は、どのような人にとっても尊厳のある生活を享受するために不可欠なものの最低基準を表す。人権は、1948 年の「世界人権宣言」以降に国際規範として広まり、国際条約への批准や、国内法、政策といった形をとりながら、世界の多くの国や地域でその保障に向けた取組みが推進されてきた。人権とウェルビーイングは、人々の状態について多くの同じ側面を捉えており、人権はウェルビーイングの最低基準として理解される。つまり、人権が保障されなければウェルビーイングは決して実現しない。人権が保障されて初めて、ウェルビーイングのいくつかの側面が達成されうるのである（図表 2）。

企業や金融機関には、事業活動やバリューチェーンにおいて人権を尊重し、製品やサービスに関連して人権侵害を生じさせないことが期待される。このような期待は、責任ある企業行動に関する国際基準に示されていることであり、例えば、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（UNGPs）や、OECD の「OECD 多国籍企業行動指針」がある⁶。

図表 2 TISFD の考え方における人々の状態（ウェルビーイング）と人権の関係



出所：TISFD “Proposed Technical Scope” より大和総研作成

(3) 人的資本と社会関係資本

① 人的資本

人々の状態を捉える際に資本の概念を用いることは「資本アプローチ」として、ウェルビーイングや人権の概念からのアプローチとは区別されている。TISFD では、資本アプローチにおける重要な概念として人的資本と社会関係資本が挙げられている。ここでの資本は、個人や組織、社

⁶ UNGPs については、中澤「[『ビジネスと人権』をめぐる日本企業の対応](#)」（大和総研レポート、2024 年 2 月 14 日）を参照。OECD 多国籍企業行動指針（特に人権に関する章）については、中澤「[人権尊重における機関投資家の役割](#)」（大和総研レポート、2024 年 5 月 1 日）を参照。

会に蓄積される、または価値を提供する、あらゆる資源や資産として定義される。

人的資本は、個人に体现される知識や技能などの特性で、個人的、社会的、そして経済的なウェルビーイングを生み出すものとされる。ウェルビーイングのいくつかの側面は、個人に蓄積された人的資本のストックを表すものとして捉えられる。例えば、健康と技能は、よい生活を構成する重要な側面であると同時に、人的資本のストックにとっても不可欠なものである。その他、所得、雇用の質、ワーク・ライフ・バランス、安全等の側面も、直接的または間接的に人的資本の維持や生成に関わるものと考えられる。結果として、人的資本は、個人や社会が将来においてより大きなウェルビーイングを達成することを可能にする。

同様に、人権尊重は人的資本の維持や生成に貢献し、人権侵害はそれらを阻害する。一例として、生活賃金が支払われることは基本的人権であり、適切な住居や教育へのアクセスといった生活の他の領域におけるよいアウトカムにも同等に貢献するものである。結果として、生活賃金の支払いは、健康やスキルの獲得を通じて人的資本の強化につながり、社会全体にも価値をもたらす。反対に、人々が生活賃金を受け取ることができないのであれば、人的資本は毀損される。

② 社会関係資本

TISFD では、人的資本とならんで社会関係資本が挙げられている⁷。ここでの社会関係資本は「共有された規範や価値観、理解とともに、集団内または集団間の協力を促進する関係とネットワーク」と定義される。

すべての商取引は、信頼をその要素とする。サプライヤーや顧客、他のステークホルダーと良好な関係を構築することは、取引コストの低下、新しいビジネス機会の開拓、地域や社会による受容につながり、個々の企業はこれらから恩恵を受ける。社会関係資本は、職場においても重要である。従業員同士の良好な関係や信頼、帰属意識は、離職の防止や生産性の向上に貢献する。信頼や社会的結束は、企業や金融機関がその上に成り立っている市場経済の機能にも不可欠であり、社会全体でみても重要である。社会関係資本は、ウェルビーイングのさまざまな側面とも深く関わっていると考えられる。

また、人権尊重は社会関係資本の維持や生成に寄与すると考えられている。個々の企業にとって、人権侵害は事業活動に必要なステークホルダーとの関係を壊してしまう可能性がある。さらに、危険な労働をさせられている、貧困ラインを下回る賃金で生きている、適切な住居にアクセスできない、自らに重大な影響を及ぼす意思決定に参加できない等、人権が尊重されていない場合には、人々は社会への信頼を失ってしまうかもしれない。

⁷ ここでの“social capital”は、「社会関係資本」と訳すのが適切であると考えられる。TISFD は、“social capital”の定義を、2001年にOECDが公表した報告書“The Well-being of Nations”に依拠している。この報告書で“social capital”概念に言及される際は、その理論を提示した社会学者のジェームズ・コールマンと、それを基に重要な研究を展開した政治学者のロバート・パットナムが参照されている（報告書の謝辞にパットナムの名前がある）。この文脈での“social capital”の概念においては、社会の信頼関係や個人のネットワークが重要な要素であり、日本語では「社会関係資本」と訳されることが多い。IFRS財団の「国際統合報告フレームワーク」における「社会・関係資本（social and relationship capital）」と意味内容は共通する概念である。

3. TISFD への提言

(1) マテリアリティの考え方

“Proposed Technical Scope” では、設立パートナーから TISFD への提言として、TISFD の今後のとるべき方向性が具体的に述べられている。提言の内容は、社会問題に対する体系的で一貫したアプローチの必要性や、システムレベルでの人と自然・気候の関係、資本提供者に特有の影響力や役割など多岐にわたるため、ここでは情報開示との関連性を重視し、マテリアリティ（重要課題）の考え方についての提言と、データと指標に関する提言を取り上げる。

提言では、TISFD はマテリアリティの考え方を 1 つに固定するのではなく、フレームワークの利用者が選択できるようにすることが望ましいとされている。つまり、不平等や社会問題が企業や金融機関の財務に及ぼす影響を重視する「ファイナンシャル・マテリアリティ（シングル・マテリアリティ）」、企業や金融機関の活動が社会に対して与える影響を重要と考える「インパクト・マテリアリティ」、そして、これらの両方を重視する「ダブル・マテリアリティ」の 3 つから選べるようにすることが提案されている（図表 3）。

図表 3 マテリアリティの考え方に関する主な提言

提言	具体的な内容
マテリアリティの選択可能性	TISFDは、フレームワークの利用者が、ファイナンシャル、インパクト、ダブルのうち、いずれのマテリアリティの考え方を取るかを選べるようにすべきである。
情報の利用者によって異なるニーズへの対応	情報の利用者によって異なるニーズや関心に応じられるようにすべきである。資本提供者のニーズや関心として、短期的、中期的、長期的にポートフォリオのリターンに影響を与えるエンティティレベル及びシステムレベルの財務的なリスクと機会についての情報が挙げられる。また、労働者やその代表、市民社会団体、政策立案者といったより広範なステークホルダーのニーズや関心としては、人々や不平等に対する影響に関する情報が挙げられる。
ファイナンシャル・マテリアリティに関する既存の情報開示枠組みとの相互運用性	ファイナンシャル・マテリアリティの観点を採用する利用者に向けて、「重要な情報」の定義として、「省略や誤り、曖昧さがあった場合、サステナビリティに関連した財務報告の主な利用者がその報告に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に想定される情報」を用いることを提案する。この定義は、ISSBが適用する定義に沿って、企業の短期的、中期的、長期的な見通しに影響を与えうると合理的に想定される、サステナビリティに関連したリスクと機会についての情報、及び、短期的、中期的、長期的に企業パフォーマンスと投資家のポートフォリオに影響を与えるシステムレベルのリスクに対する企業の寄与に関する情報を包含する。
インパクト・マテリアリティに関する既存の情報開示枠組みとの相互運用性	インパクト・マテリアリティの観点を採用する利用者に向けて、GRIやESRSが採用する定義やマテリアリティの評価プロセス、それらの基礎となっている国際基準や責任ある企業行動の指針に沿って、企業が人々に与える影響の深刻さに焦点を当てたインパクト・マテリアリティの定義を用いることを提案する。
研究の促進と研究基盤の構築	TISFDは、フレームワークの利用者が、どこで、いつ、なぜ、そのような影響に関する情報が資本提供者にとって財務的に重要なのかをより明確化するために、人々に対する影響がシステムレベルでの不平等のリスクに寄与する特有の経路に関する研究を促進するべきである。また、フレームワークの利用者や資本提供者が、企業の人々への影響や依存性が、いつ、どのようにその企業の見通しにとっての財務的に重要なリスクや機会につながりうるのかについての分析を支援する研究基盤を促進するべきである。

出所：TISFD “Proposed Technical Scope” より大和総研作成

マテリアリティの選択可能性を重視するこのような提言は、フレームワークの利用者と同様に、開示された情報の利用者がさまざまでありうることを念頭に置いていると考えられる。これと関連して、提言では情報の利用者によって異なるニーズへの対応も求められている。例えば資本提供者のニーズや関心としては、ポートフォリオのリターンに影響を与えるエンティ

ティレベルおよびシステムレベルの財務的なリスクと機会についての情報が挙げられる。他方で、労働者やその代表、市民社会団体、政策立案者といった、より広範なステークホルダーのニーズや関心としては、事業活動が人々に与える影響が挙げられる。

また、マテリアリティの考え方が異なるのに応じて、情報の重要性に関する定義を使い分けることや、その際に用いる定義を既存の情報開示フレームワークと整合させることで、相互運用性を高めるべきであるとの提言もなされている。ファイナンシャル・マテリアリティの考え方を採用する利用者に向けては、「重要な情報」を ISSB が適用する「省略や誤り、曖昧さがあった場合、サステナビリティに関連した財務報告の主な利用者がその報告に基づいて行う意思決定に影響を与えうることが合理的に想定される情報」と定義づけることが提案されている。一方、インパクト・マテリアリティの考え方をとる利用者に向けては、GRI や ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）が採用する定義やマテリアリティの評価プロセス、それらの基礎となっている国際基準や責任ある企業行動の指針に沿って、事業活動が人々に与える影響の深刻さに焦点を当てた定義を用いることが提案されている。

(2) 指標とデータ

提言では、TISFD が指標（indicators）や測定値（metrics）を提案する際には、報告を行う企業の幅広さ、関連する IDROs の重要性のほか、エンティティレベルの IDROs の効果的な管理や、システムレベルのリスクと機会の管理との関連性が考慮されるべきとされている。また、指標や測定値は意思決定に役立つことが重要であるとともに、それらの指標や測定値は、特にどのような企業や金融機関にとって有用なものであるのかも同時に提案されるべきと述べられている（図表 4）。

図表 4 指標とデータに関する主な提言

提言	具体的な内容
エンティティレベル及びシステムレベルのリスクとの関連性	TISFDは、意思決定に役立つ指標や測定値の特定と提案のための詳細な基準を作成するべきである。その際は、報告を行う企業等の幅の広さ、関連するIDROsの重要性、企業や金融機関によるエンティティレベルのIDROsの効果的な管理との関連性、システムレベルのリスクと機会の管理との関連性を考慮に入れるべきである。
意思決定に対する有用性	TISFDは、企業や金融機関の意思決定に役立つよう、不平等と社会関連のIDROsの特定と評価に用いるための指標と測定値を提案するとともに、どのような企業や金融機関がインパクトと依存性を評価するためにそれらの指標や測定値を用いることができるのかも提案するべきである。
指標や測定値の提案に際して考慮すべき事項	上述の目的のために指標や測定値を提案する際には、特に以下の点を考慮するべきである。 ・ 人々の状態に関する指標とその要因に関連する指標の補完的な役割 ・ インパクトの促進要因に関連した、結果の予測に役立つ指標や測定値の特定 ・ 現在と過去の実践と実績を反映する遅行指標と、将来を見通すための先行指標の両方 ・ 指標や測定値が行動に与える示唆 ・ 質的な指標と量的な指標の補完的な役割 ・ 社会問題の地域・文化的な特性の考慮。可能な場合は指標、測定値、データの標準化 ・ 地域や企業規模によるキャパシティの違い ・ データのハーモナイゼーションや相互運用可能性 ・ 信頼性の高い国際基準や方法論との整合性

出所：TISFD “Proposed Technical Scope” より大和総研作成

さらに、TISFD がこれらの指標や測定値を提案する際に考慮すべき事項も詳細に提言されている。例えば、指標の特定に関わるものとしては、状態とその要因に関連する指標の補完的な役割、結果の予測に役立つこと、遅行指標と先行指標の両方、そして質的指標と量的指標の両方を考慮する必要性などが掲げられており、包括性が重視されていると考えられる。一方、地域や企業規模によるキャパシティの違いや、データの標準化、相互運用可能性、既存の基準や方法論との整合性も考慮すべきとされており、これらを一定の制約条件とした上で、最終的な指標や測定値が提案されるものと考えられる。

4. 日本企業への示唆

TISFD は未だ開発段階にあることから、まずは今後の展開を注視していく必要がある。初版の公表は 2026 年末の予定である。すぐにできる対応としては、TISFD がこれまでに公表した文書から、その構想や方向性をはじめ、ウェルビーイングや人権、人的資本、社会関係資本といった重要概念についての理解を深めることが有効であると考えられる。

加えて、既存のさまざまな基準への理解を深めることが有効である。TISFD は、考え方や内容の面で UNGPs や OECD 多国籍企業行動指針等、「ビジネスと人権」や責任ある企業行動に関する影響力のある国際基準を参照している。また、GRI や EFRAG、ISSB 等の基準設定主体との連携のほか、気候・自然との関わりにおいては、TCFD や TNFD 等、既存のサステナビリティ報告基準やタスクフォースとの相互運用性が重視されている。したがって、これらの基準に則した取組みとその情報開示を進めていくことは、TISFD への対応を円滑化することにつながると考えられる。

これまでも、UNGPs を基とした「国連指導原則報告フレームワーク (UN Guiding Principles Reporting Framework)」(UNGPs 報告フレームワーク) のように、人権に焦点を当てた情報開示フレームワークは存在していたものの⁸、TISFD は人権のみならず、ウェルビーイングのさまざまな側面や人と自然・気候との関わりまでを含めてシステムレベルのリスクを捉える、きわめて包括的な視点を持ったものである。日本企業はこれまで、ESG の「E (環境)」や「G (ガバナンス)」と比べ「S (社会)」面の取組みが遅れていた⁹。TISFD は、日本企業に ESG の「社会」に関するさらなる対応の必要性を示唆するものとなると考えられる。

⁸ 詳細は、中澤「[人権尊重の取組みをいかに伝えるか](#)」(大和総研レポート、2024 年 7 月 23 日)を参照。

⁹ 日本企業の ESG スコアの長期的な推移については、中澤「[ESG スコアの成長率と企業パフォーマンス](#)」(大和総研レポート、2025 年 6 月 26 日)を参照。